

# 平成28年度 警報等発令時の児童の登下校について

半田市教育委員会・半田市立亀崎小学校

## 1 「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

|     |                                    |                                     |                                     |
|-----|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 登校前 | 1 午前6時30分までに警報が解除                  | ○平常通り登校                             | ※道路・橋の破壊、及び浸水等で登校が危険な場合には、登校しなくてよい。 |
|     | 2 午前6時30分を過ぎて、午前11時までに警報が解除        | ○警報解除後、2時間を経てから授業開始                 |                                     |
|     | 3 午前11時を過ぎて後、警報が解除、または引き続き解除されないとき | ○臨時休校（自宅学習）                         |                                     |
| 登校後 | 1 安全に帰宅できると認めた場合                   | ○通学路の安全確認後、状況を見て分団下校<br>○分団の担当教師が引率 |                                     |
|     | 2 帰宅が困難と認めた場合                      | ○安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難              |                                     |

## 2 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

|                                          |                   |                              |
|------------------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 登校前                                      | ○登校が危険と保護者が判断した場合 | ○登校を見合わせ、安全が確認できたら登校         |
| 登校後                                      | ○下校が危険と判断した場合     | ○安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機 |
| 気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもある。 |                   |                              |

## 3 「雷注意報」が半田市に発表された場合、または、雷が発生している場合

|     |                   |                              |
|-----|-------------------|------------------------------|
| 登校前 | ○登校が危険と保護者が判断した場合 | ○登校を見合わせ、安全が確認できたら登校         |
| 登校後 | ○下校が危険と判断した場合     | ○安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機 |

※登下校中、通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家に避難させていただく。この場合学校へ連絡する。

## 4 東海地震注意情報が発表された場合

|     |                |                                                    |
|-----|----------------|----------------------------------------------------|
| 登校前 | ①注意情報が解除されるまで  | ○自宅待機とし、学校から連絡があるまで、臨時休業日解除の時間と登校の関係については「暴風警報」と同じ |
| 登校後 | ①すべての教育活動を打ち切る | ○学校で1次避難させ、保護者等の方に学校で直接引き渡す<br>○学校から連絡があるまで臨時休業日   |

## 5 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合

児童を学校で1次避難させ、保護者等の方に学校で直接引き渡し

## 6 その他

- 登下校中に東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ家族で話し合い、決めた場所に避難する。
- 修学旅行等学校行事及び各種活動参加時の場合
  - 出発前、解散後に発表された時には、状況に応じて対処する。
  - 出発後に発表された時には、直ちに情報を集めて対処する。
- 東海地震注意情報が発表された後、東海地震観測情報により安全であることが確認された場合は「暴風警報」の場合と同じ登下校とする。

## 7 「暴風警報」が半田市に発表された場合の給食

- 午前6時30分までに解除された場合・・・給食実施
- 午前6時30分までに解除されない場合・・・給食中止
  - 6:30～ 9:30に解除された場合は、弁当持参で登校する。
  - 9:30～11:00に解除された場合は、家で昼食を食べて登校する。

## 8 特別警報発表時における児童（生徒）の安全確保

- 特別警報の発表が登校前の場合
  - 登校しない。
- 特別警報の発表が登校後の場合
  - 直ちに授業等を中止するとともに、教職員により児童の安全を確保する。
  - 特別警報が解除され、児童を安全に下校させようと判断できた場合は、通学団で下校させる。
  - 学校の周辺で壊滅的な被害が出ている、または、高潮・津波等の被害が予想される状況にある場合は、児童を高台に避難させる等、臨機応変に対応する。
- その他
  - 特別警報の発表を登下校中に知った場合は、身体の安全を確保した上で、帰宅するか登校する（学校へ戻る）かを選ぶ。（児童生徒が学校に戻ってきた場合は、「特別警報の発表が登校後の場合」と同じ対応をする。）
  - 特別警報が解除された後も、学校・教育委員会は、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努める。登校については、市教委のメルマガ、学校のHP等で知らせる。